第三十九条の十七第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項第一号中「第七項第四号」を「第九項第四号」に改め、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項第三号中「第八項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　特定外国子会社等（第十項第五号に掲げる事業を主たる事業とするものに限る。以下この項において同じ。）が特定保険協議者に該当する場合における第十項及び第十一項の規定の適用については、同号及び同項に規定する関連者には、当該特定外国子会社等に係る特定保険外国子会社等を含まないものとする。

第三十九条の十七第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項第一号中「第十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第四項及び第五項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　法第六十六条の六第三項に規定する事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合は、同条第一項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（一の内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等で保険業法第二百十九条第一項に規定する引受社員に該当するものに限る。以下この項、次項及び第十三項において「特定保険外国子会社等」という。）に係る特定保険協議者（特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者として財務省令で定めるもので次に掲げる要件を満たすものをいう。次項及び第十三項において同じ。）がその本店所在地国においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している場合とする。

一　当該一の内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている特定外国子会社等に該当すること。

二　当該特定保険外国子会社等の本店所在地国と同一の国又は地域に本店又は主たる事務所が所在すること。

6　法第六十六条の六第三項に規定する事業の管理、支配及び運営を自ら行つている場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合は、同条第一項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等（特定保険外国子会社等に該当するものに限る。）に係る特定保険協議者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つている場合とする。

第三十九条の十八第一項中「掲げる金額」及び「控除対象配当等の額」の下に「（当該外国法人税の課税標準に含まれるものに限る。）」を加え、同条第八項中「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に改める。

第三十九条の二十の五第二項中「第三十九条の十七第八項及び第九項」を「第三十九条の十七第十項及び第十一項」に、「第三十九条の十七第八項第一号」を「第三十九条の十七第十項第一号」に改め、同条第三項中「第三十九条の十七第十二項」を「第三十九条の十七第十五項」に改める。

第三十九条の二十の七第三項中「同条第二十項」を「同条第十九項」に改める。

第三十九条の二十四の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十七条第一項に規定する政令で定める事業年度は、法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた法人（同項の規定の適用を受けた法人（法人税法施行令第百三十一条の五第十項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有するものに限る。）を被合併法人とする合併（同令第百三十一条の五第十項に規定する実施期間内に行われたものに限る。以下この項において「特定合併」という。）に係る合併法人及び同令第百三十一条の五第十項の規定の適用を受けた資産（次に掲げる事実のいずれかが生じたものを除く。）を移転する適格合併（特定合併を除く。）又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）を含み、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）の法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた事業年度開始の日（当該特定合併に係る合併法人にあつては、当該特定合併の日）から同令第百三十一条の五第十項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有しないこととなつた日（当該救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有しないこととなる前に同項に規定する実施期間が終了した場合には、その終了した日）以後の日で同項の規定の適用を受けた資産の全てについて次に掲げる事実のいずれかが生じた日までの期間（当該合併法人等にあつては、当該適格合併等の日から当該適格合併等により移転を受けた資産で同項の規定の適用を受けたものの全てについて次に掲げる事実（第二号に掲げる事実にあつては、当該合併法人等を分割法人とする適格分割型分割によるものに限る。）のいずれかが生じた日までの期間）内の日を含む各事業年度とする。

一　譲渡又は除却をしたこと。

二　適格分割型分割により分割承継法人へ移転をしたこと。

三　その帳簿に記載された金額が一円となり、又はその帳簿に記載されなくなつたこと。

四　法人税法第二十五条第三項に規定する資産に該当し、当該資産の同項に規定する評価益の額として政令で定める金額が益金の額に算入されたこと。

五　法人税法第三十三条第二項に規定する評価換えによりその帳簿価額を減額され、当該資産の同項に規定する差額に達するまでの金額が損金の額に算入されたこと又は同条第四項に規定する資産に該当し、当該資産の同項に規定する評価損の額として政令で定める金額が損金の額に算入されたこと。

第三十九条の二十六の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第三十九条の二十八を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十七条の五第一項に規定する政令で定めるものは、常時使用する従業員の数が千人以下の法人とする。

第三十九条の二十八の二第一項中「第二十四条の二第一項第三号」を「第二十四条の二第一項第一号ロ中「並びに次号」とあるのを「、次号」と、「につき」とあるのを「並びに同号の再生債権が同号の特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる時において当該再生債権を有する同号の金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が次号の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であることにつき」と、同項第三号」に改め、「、「債務者」とあるのを「、債務者」と、「金額」とあるのを「金額並びに当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額」と」及び「し、法第六十七条の五の二第一項に規定する政令で定める評価は、当該事実に係る債務処理に関する計画の策定に当たり従うこととされている同令第二十四条の二第一項第一号に規定する準則に定められている同号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定と」を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十七条の五の二第一項に規定する政令で定める評定は、同項に規定する政令で定める事実に係る債務処理に関する計画の策定に当たり従うこととされている前項の規定により読み替えられた法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する準則に定められている同号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定とする。

第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項中「並びに第六十一条第五項」を削り、「並びに第六十二条の五第二項の」を「及び第六十二条の五第二項の」に改める。